

# わたぼうし

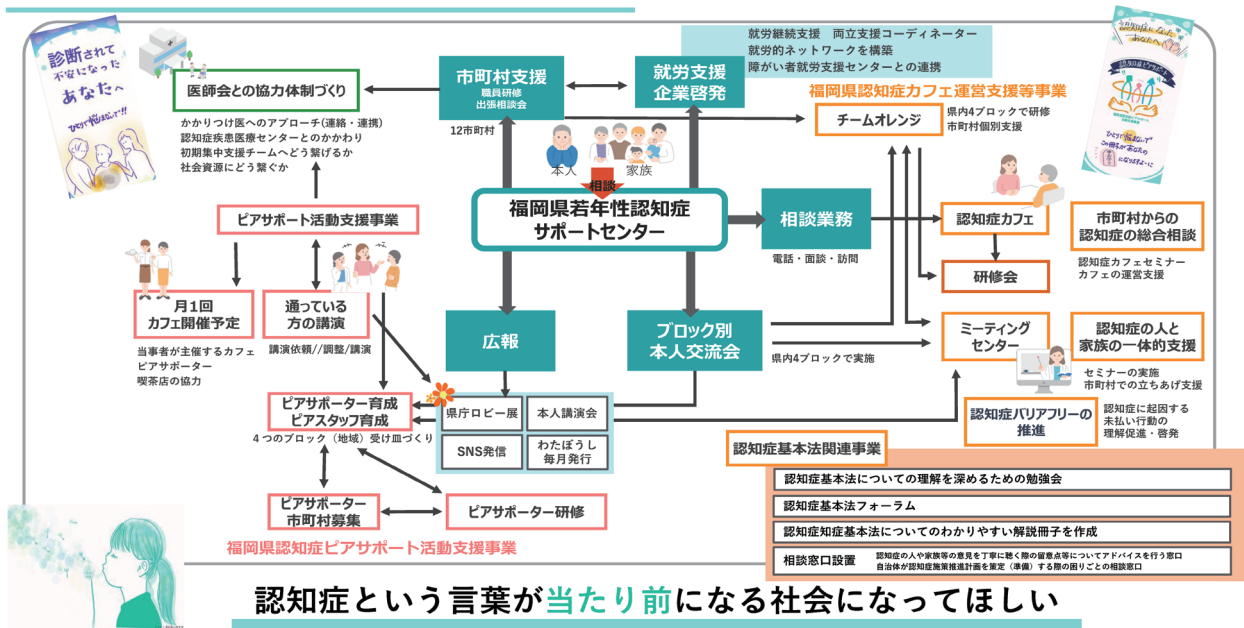
R6.4.25 VOL.35



**福岡県** Fukuoka Prefecture 福岡県若年性認知症サポートセンター

令和6年度は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」スタートの年です。  
この法律は、若年性認知症や認知症の当事者がやりたいこと、続けたいこと（仕事など）を関係している地域、医療機関、支援する方々を協力し合い、実現できることを目指しています。  
福岡県若年性認知症サポートセンターも当事者の声を大事に取り組んでいきます。  
(下の図は、福岡県若年性認知症サポートセンターの取り組みです。)

## 福岡県若年性認知症サポートセンターの取り組み 2024



認知症という言葉が当たり前になる社会になってほしい

福岡県若年性認知症サポートセンター

## Information

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」～成立に至る背景と今後の課題～

2024年5月14日(火)

講師

公益社団法人認知症の人と家族の会 前代表

鈴木 森夫氏

13:30▶16:30 受付開始 13:00～

開催場所 福岡市民福祉プラザ1階 ふくふくホール

認知症希望大使

丹野 智文氏

定員 150名

2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。主な目的は、認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ることです。2025年には高齢者の5人に1人が認知症になるともいわれています。認知症の人が希望をもって暮らせる社会を作るにはどうすれば良いか「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」がどのような法律なのか、目的や成立背景、基本理念などについて学んでいければと思っています。皆さまのご参加をお待ちしております。

※申し込みは電話・メールにて受け付けています。詳しくは福岡県若年性認知症サポートセンターのホームページをご覧ください。

受託法人：特定非営利活動法人たすけ愛京築

お問い合わせ先

〒824-0004

福岡県行橋市金屋 649-1

TEL：0930-26-2370

FAX：0930-37-1873

E-mail：jakunenfukuoka@gmail.com



メール



ホームページ